

1 1 農業農村整備事業の促進について

(農林水産省、経済産業省、(独)水資源機構)

【内容】

- (1) 競争力を強化し、攻めの農業を展開するとともに、県民の安心・安全を確保するため、地域ニーズに応じた農業生産基盤の整備や農業水利施設の老朽化対策など農業農村整備事業の充実強化を図ること。
- (2) 本県農業の基盤を支える基幹水利施設を整備・更新する国営総合農地防災事業新濃尾地区を推進するとともに、上工水との共用施設の大規模地震対策等を実施する矢作川総合第二期事業、水資源機構営豊川用水二期事業を推進すること。
- (3) 農村地域全体を集中豪雨や大規模地震などの自然災害から守り、国土強靱化に資するため、尾張地域の海拔ゼロメートル地帯を中心に実施している湛水防除・地盤沈下対策を行う農村地域防災減災事業や、海岸整備事業を促進すること。
また、ため池や排水機場、用排水路のうち、地震発生時に崩壊する恐れのある施設の耐震対策を実施する震災対策農業水利施設整備事業等を促進するとともに、ため池については東日本大震災を踏まえ、想定される大規模地震に耐えうるよう耐震設計基準の見直しを早期に行うこと。
- (4) 現在も埋設され、農業用水路として使用されている石綿セメント管を他の管種に取り替える特定農業用管水路等特別対策事業を促進すること。
- (5) 農地、農業用水など貴重な地域資源を地域ぐるみで保全する取組を支援する農地・水保全管理支払交付金事業を促進すること。
- (6) 再生可能エネルギーの導入による電力の地産地消の促進や地域活性化を図るため、農業用水を利用した小水力発電に対する助成制度の充実強化、規制緩和など、支援策を総合的に講じること。

(背景)

本県内に約2万kmある用排水路や約1千箇所ある用水機場、約400箇所ある排水機場などの農業水利施設については、農業生産を支える地域の貴重な社会インフラとして、また県民の生命・財産を守る施設として、それぞれの耐用年数を考慮した計画的な整備・更新が課題となっている。

尾張地域の海拔ゼロメートル地帯を中心に、農業用の排水機場がまさに地域の生命線として農地のみならず民家や公共施設などを含めた排水対策を担っている。県内にある農業用排水機場のうち、基幹的なものが約230箇所あり、毎年7箇所程度を事業化していく必要がある。

県内に農業用ため池は約2,700箇所あり、大規模地震により万一決壊した場合、人命を含む甚大な被害の発生が懸念されることから、耐震対策を実施する震災対策農業水利

施設整備事業等を促進する必要がある。

現行のため池耐震設計基準は、供用期間内に1～2度発生する確率をもつ地震動に対応するものであり、想定される大規模地震に対する耐震設計基準に早期に見直すことが必要である。

大規模用水事業などにより多用された石綿セメント管は、現在も978kmが利用されており、近年、老朽化による漏水事故が頻発している。抜本対策として他の管種に付け替える特定農業用管水路等特別対策事業を進めているが、平成24年度末における改修延長は204kmにとどまっております。更に促進する必要がある。

混住化・高齢化・過疎化に伴い、農村地域における資源の保全管理が低下し環境悪化をきたしていることから、農地・水保全管理支払交付金事業により農家以外の多様な住民も参加して地域を守り支えていく必要がある。

農業用水を利用した小水力発電は、土地改良施設の維持管理費軽減のみならず、特に中山間地域では、地域が必要とする電力需要に応じた「電力の地産地消」や、発電を通じた「地域づくり」に繋がり、都市と農村の交流活発化が期待されることから、農村地域のニーズを幅広くとらえた活性化施策と十分連携しつつ導入支援を行っていく必要がある。

また、固定価格買取制度を活用するためには電気事業者との系統連系協議を円滑に進める必要があることから、バンク逆潮流に係る費用負担の公平性を確保するなど、支援策を総合的に展開する必要がある。

(参 考)

◇ 農業農村整備事業の実施例



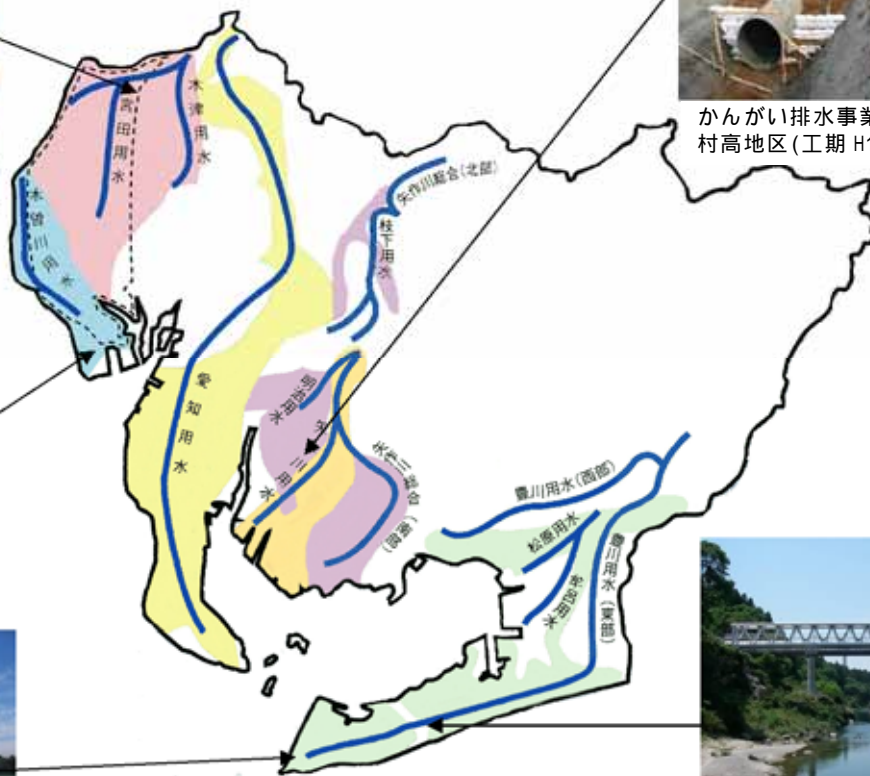
国営総合農地防災事業
新濃尾地区
(工期 H10～26)



湛水防除事業
鍋田2期地区(工期 H8～27)



畑地帯総合土地改良事業
伊良湖2期地区(工期 H21～26)



かんがい排水事業
村高地区(工期 H18～27)



水資源機構管
豊川用水二期事業
(工期 H11～27)